

北九州カートウェイ施設貸し切り使用規定

1. コース貸し切り料金

別途料金表によります。

2. 料金支払日

開催予定日の1ヶ月前までに『北九州カートウェイ施設貸切申込書兼契約書』をご提出ください。

3. 料金支払方法

現金にて、当日開催前に一括支払いとします。

4. 施設の使用に際しての借主の責任

借主や参加者・関係者（付き添いギャラリーも含む）の行為により、コースや施設及び備品・機材等を滅失・毀損した場合は、それにより北九州カートウェイが被った一切の損害を賠償していただきます。

5. 使用目的

本規則や、法令・公序良俗・社会通念に反し、他のお客様の迷惑になると思われる目的・使用、北九州カートウェイの施設（建物、路面等）・機材を著しく傷付ける恐れのある場合は、本施設の利用をお断りすることがあります。また、イベントに関連した出展・物品販売等につきましても同様です。

6. 借主の準備・手配

北九州カートウェイより提供するコース施設・機材を除く人員・機材・消耗品・賞品・救急器具等の準備・手配は、借主の責任において行う事とします。

7. キャンセルの取り扱い

借主の責任に帰属する貸切契約の解除（キャンセル）について、その期日に応じて以下の通り違約金が発生します。

申込日～7日前 当該料金の50%

6日前～当日 当該料金の100%

8. イベントの中止等

天変地異その他、双方いずれの責にも帰することが出来ない事由でイベントが当日開催出来なかった場合、北九州カートウェイに苦情の申し立て及び賠償や責任の追及をしないこととします。

但し、協議の必要な事態が発生した場合、双方信義誠実の原則に従いこれに臨むものとします。

9. 安全管理の義務

借主は、当該イベントに関わる参加者やスタッフに関し、サーキット周辺を始め、施設内の安全を保つための施策を講じなければなりません。

施設利用中の事故・トラブルに関してはすべて借主の責任において処置を行うものとします。

10. 関係官庁届出義務

消防・警察等、公的機関に届出を要するイベントを開催する場合、その届出・手続き等は借主の責任において行う事とします。

それにより発生したトラブルは、すべて借主の責任において処置を行うものとします。

1 1. 肖像権・映像使用权の帰属

当該行事において、北九州カートウェイが撮影した映像等を放映・インターネットでのP・Rなどに使用する場合、その権利は北九州カートウェイに帰属するものとします。

但し、必要と認められた場合は双方協議により決定します

1 2. 後片付け

借主はイベント終了後、清掃及び使用した施設・備品・機材などを当初の状態に戻すことを義務とし、北九州カートウェイのチェックを受けていただくものとします。

また、イベントによって生じたゴミ（参加者が出した物も含む）は、借主において責任持って持ち帰り・処理をしなければなりません。

1 3. 参加者の監督義務

借主はイベントの実施に当たり、主催者の責任として参加者に施設内での規則・ルールマナーを守らせる対策を講じ、安全の確保や他の者に迷惑をかけないよう秩序を維持しなくてはなりません。

1 4. 責任所在と賠償等

当該行事に関連して発生した事故やトラブルその他一切の損害について、借主が全ての責任を負い、当社及び従業員、その他の関係者等に対し責任の追及や賠償の要求を行わない事とします。

1 5. 傷害保険

イベントの実施に当り、必要に応じて借主・参加者及び関係者は有効な傷害保険に加入する事とします。その手配・手続きは各自の責任において行わなくてはなりません。

1 6. 協議事項

この規定書に記載していない事案が発生した場合は、双方信義誠実の原則に則り、協議し、解決する事とします。

1 7. その他

本規則書は、令和3年4月現在のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

平成20年1月1日

令和3年4月1日改定

北九州市若松区大字有毛2296

有限会社 北九州カートウェイ